

高浜町
マリンアクティビティルール

(第3版)

令和5年3月

高浜町マリンアクティビティ対策会議

1. 目的

高浜町ではこれまで、「高浜町の海岸を守り育てる条例」の目的を達するため、関係機関及び関係団体との協議により定めた「若狭高浜海のルール」を基に、年間を通じて海岸の安全確保に努めてきた。

しかし、近年、通年型マリナクティビティ体験者が増加する中、アクティビティ体験者が安心・安全にアクティビティを楽しむため、アクティビティに関するルールを明確化し、海を利用する全ての方のマナー向上並びに水難事故等を防ぐことを目的とする。

ただし、このルールは高浜町独自のローカルルールである。

2. 本ルールの対象について

漁船（遊魚船含む）、プレジャーボート、ミニボート（2馬力エンジン搭載）、手漕ぎボート、シーカヤック、ヨット、ウィンドサーフィン、SUP、遊泳者（シュノーケリング※ダイビング等含む）等、海を利用する全ての者とする。

3. 高浜町マリナクティビティルールの基本的な考え方

【高浜町の海の特性について】

高浜町の海域では、定置網や養殖を含め全域で漁業が盛んに行われています。また、近年のマリンレジャーの多様化とブルーフラッグの取得にも代表されるように、風光明媚な海岸線であることから季節・種類を問わず多くの方がアクティビティ利用されています。このように、高浜町では、漁業者とアクティビティ利用者が混在する海域が存在します。

【漁業者との関係について】

海は誰のものであるかと言われたときには、誰のものではないといえますが、何をしてもいいということではありません。近年、漁業者とアクティビティ利用者との間でトラブル等も発生しています。高浜町の海域の多くは、漁協や漁業者に対して「漁業権」の免許が与えられており、漁業者は、漁業を営む権利を持っているということになります。漁業者の採捕又は養殖行為を妨害する行為、漁場内における採捕する行為等は「漁業権の侵害」にあてはまり、漁業者の操業近くでアクティビティをする行為自体が「邪魔をする行為」にあたる可能性もあります。アクティビティ利用者は、昔から海とともに暮らしてこられた方々と共存するという認識を持って高浜の海を楽しんでください。

【水難事故防止に向けて】

ミニボート（2馬力エンジン搭載）、手漕ぎボート、シーカヤック、ヨット、ウィンドサーフィン、SUP、遊泳者（シュノーケリング）等は小さく目立ちにくいいため、大きな船から発見が遅れる場合もあります。万が一の衝突事故等を防止するためにも、自分から動力船等には近づかないよう早めの回避行動を行うとともに、危険な場所等への立ち入りをしないよう注意してください。また、動力船で航行する方は、常に厳重に見張りを行い事故防止に努めてください。

海はどこに危険があるかわかりません。「相手が避けてくれるだろう。」「相手から見えていよう。」という「だろう」ではなく、「危険かもしれない」を心掛け、常に自身や他者

の安全に配慮した行動を心掛けてください。そして、海の利用者の方は、ルールブックに従い、水難事故がないよう高浜の海を楽しんでください。

4. 海を利用する全ての方が守るべきルール

ここでは、事故のない安心安全な海となるように、全ての海の利用者に安全に配慮して守っていただきたいルールを記載しています。

①漁船（遊漁船含む）、プレジャーボート等の動力船で航行する方が守るべきルール

- ・ミニボート（2馬力エンジン搭載）、手漕ぎボート、シーカヤック、ヨット、ウィンドサーフィン、SUP、遊泳者（シュノーケリング）等は小さく目立ちにくいいため、厳重な見張りをお願いします。特に、ダイビングをしている方がいる場合プロペラに巻き込む場合もあるので、特に注意を払ってください。
- ・危険マップに記している船舶等航行ラインや漁港の出入り口付近は、船舶の航行が頻繁にあり危険です。漁船の方は、速度を落として航行するとともに厳重な見張りをしてください。
- ・危険箇所マップの要注意エリアは、漁業者やアクティビティ利用者が特に混在するエリアです。全ての海の利用者は厳重に見張りを行い、速度に落とす等、安全に関して最大限の注意を払ってください。なお、漁港・港湾施設付近での揚降、航行する場合は、地元漁協にご相談ください。遊泳・ミニボート、SUP、シーカヤック利用を自粛してください。但し、緊急時における航行については、この限りではありません。地元漁協の指示に従い安全に航行してください。
- ・危険箇所マップの注意エリアでは、漁船等の船舶とアクティビティが混在するため、見通しが悪く発見が遅れ、他の船舶との衝突や船の波を受けることもあり危険なので速度を落として航行してください。
- ・夕方から夜間、早朝にかけては、太陽の高さが低く、逆光になると著しく視認性が落ちるので特に注意をしてください。

②ミニボート（2馬力エンジン搭載）、手漕ぎボート、シーカヤック、ヨット、ウィンドサーフィン、SUP、遊泳者（シュノーケリング）等のアクティビティをされる方が守るべきルール

- ・ミニボート（2馬力エンジン搭載）、手漕ぎボート、シーカヤック、ヨット、ウィンドサーフィン、SUP、遊泳者（シュノーケリング）等は小さく船舶からは目立ちにくいいため、厳重な見張りをお願いします。特に遊泳者（シュノーケリング）は目立ちにくく、全ての船舶、ミニボートアクティビティとの接触事故が懸念されることから、相互に見張りを行い安全に配慮した行動をとってください。
- ・船舶からの視認性を確保するため、目立つ色（蛍光色）の服や帽子を着用してください。また、万が一の衝突を回避するためにも、ホイッスル等の音響器具を携帯してください。
- ・万が一の海中転落や事故の発生に備えてライフジャケットを着用するとともに陸上と

の連絡手段（携帯電話等）をお持ちください。携帯電話は防水バッグ等に入れて携行してください。

- ・暗闇での夜間航行は、他船からの視認性が低下し、発見が遅れる可能性があり危険なため、自粛してください。
- ・夕方・早朝時は、太陽の高さが低く、逆光となる場所があり、他船からの視認性が低下し、発見が遅れる可能性があり大変危険です。船舶航行ルートを避け、常に周囲の状況に気を配るようにしてください。少しでも身に危険を感じたら早めの回避行動を心がけてください。
- ・危険箇所マップの要注意エリアは、漁業者やアクティビティ利用者が特に混在するエリアです。全ての海の利用者は厳重に見張りを行い、速度に落とす等、安全に関して最大限の注意を払ってください。漁港・港湾施設付近では、船舶の往来が頻繁にあるため、ミニボート（2馬力エンジン搭載）、手漕ぎボート、シーカヤック、ヨット、ウィンドサーフィン、SUP、遊泳者（シュノーケリング）等は自粛してください。
- ・危険箇所マップの注意エリアでは、漁船等の船舶とアクティビティが混在するため、見通しが悪く発見が遅れ、他の船舶との衝突や船の波を受けることもあり危険なので特に周囲を監視し、早めの回避行動をとってください。

【回避行動の例】2つの船が真向かいに行き合うときに衝突の恐れがある場合は、お互いに針路を右に転じて避ける（海上衝突予防法に基づく）。それでも危険な場合はホイッスルを吹き続ける等

- ・波の高い時や風の強い時（特に南向きの風が強い時）は、波間に隠れて船舶からの発見が遅れることがあり、海中転落や沖に流される場合もありますので、利用を自粛してください。

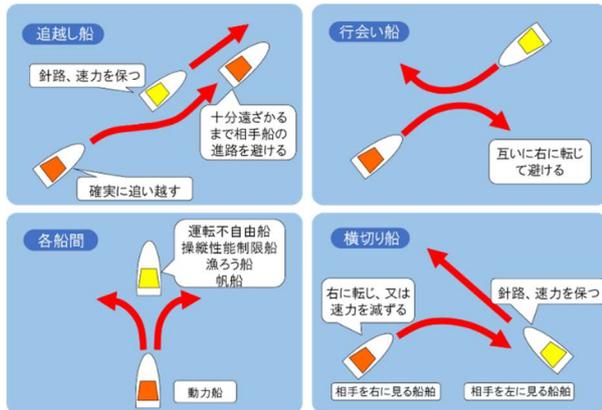
（目安：風速5m/s、波高50cm）

- ・沖に行き過ぎると、急な天候悪化の時に陸上に帰れない恐れがあり危険です。沖には行かないようにしてください。

③ミニボート（2馬力エンジン搭載）、手漕ぎボート・シーカヤック、ヨットを利用される方が守るべきルール

- ・海上衝突予防法には、船舶の遵守すべき航行ルールや船舶が表示すべき灯火、形象物のほか、船舶の行うべき信号を規定しています。ミニボート（2馬力エンジン搭載）、手漕ぎボート・シーカヤック、ヨットであってもこの法律上は「船舶」として扱われますので、事前にしっかりと把握してください。
- ・機関を有するミニボートは、機関故障の水難事故の発生が多いことから、出航前には必ず点検整備を行ってください。

【追越し船のルール/出会い船のルール/各船間のルール/横切り船のルール】



【出典】海上保安庁ウォーターセーフティガイドより

5. 体験事業者、レンタル事業者が守るべきルール

- ・事業者の方は、各団体が主催するインストラクター資格等を受講し、インストラクターとして必要な知識・技量を身に付けてください。また、アクティビティ安全推進事業者認定制度を活用し、高浜町の海の危険箇所の把握に努めてください。
- ・和田海域では、葉積島等風光明媚なポイントがいくつもありますが、この海域は漁船等の船舶も頻繁に通ります。大変危険ですので、葉積島に渡るルートについては、漁協に事前連絡の上、十分な監視体制を確保した上で実施してください。
- ・漁船や船舶等が頻繁に航行する時間帯や航行経路を事前に漁協等に確認してください。その上で航行経路に進入しないように注意してください。また、小型船舶等は動きが読みにくいので注意を払い、相手が避けてくれるだろうと考えず、積極的に避難してください。
- ・危険箇所マップの要注意エリアは、漁業者やアクティビティ利用者が特に混在するエリアです。全ての海の利用者は厳重に見張りを行い、速度に落とす等、安全に関して最大限の注意を払ってください。漁港・港湾施設付近では、船舶の往来が頻繁にあるため、ミニボート（2馬力エンジン搭載）、手漕ぎボート、シーカヤック、ヨット、ウィンドサーフィン、SUP、遊泳者（シュノーケリング）等は自粛してください。
- ・危険箇所マップの注意エリアでは、漁船等の船舶とアクティビティが混在するため、見通しが悪く発見が遅れ、他の船舶との衝突や船の波を受けることもあり危険なので特に周囲を監視し、早めの回避行動をとってください。
- ・参加者の力量を越えたプラン作りは事故のもとになります。体験参加者の力量を判断し、無理なプランは絶対に行わないでください。また、1体験コースの参加人数（許容範囲）を予め定めておき許容範囲を超えることがないようにしてください。

【目安】1インストラクターにつき5名程度

※海の状況、体験内容により適宜インストラクターを増員する等してください。

- ・体験参加者には、目立つ色（蛍光色）の服や帽子とライフジャケットの着用を徹底してください。また、インストラクターは、万が一の衝突を回避するためにも、ホイッスル等の音響器具を携帯してください。

- ・体験ツアーの概要（行程、時間）やレンタル品等の貸出内容を事前に観光協会、漁協に連絡してください。
- ・万が一の事故発生に備えて、各事業者において、インストラクターや利用者に対する補償の保険加入をしてください。
- ・事業者の方は、事故防止のために、天候が悪い場合（風速5m/s、波高50cm）や南風（陸地から沖に吹く風）が強く吹くときは、体験ツアー等の中止又は貸出中止してください。
- ・事業者の方は、ツアー参加前や貸出前にツアーや貸出時におけるリスクについて十分に説明を行ってください。
- ・事業者の方は、参加者に対して密漁防止の啓発活動を行ってください。

7. 密漁等の防止について

- ・定置網や養殖いかだ等の漁場や漁具に不用意に近づく行為や操業中の漁業者の邪魔をする行為は、漁業権の侵害にあたる可能性もあるのでやめてください。
- ・漁業者以外のものが「あわび」「さざえ」等を採捕すると密漁となり、密漁したものは法により罰せられます。密漁は絶対にやめましょう。

8. 事故発生時の対応について

万が一、事件・事故が発生した時の連絡先

- ・消防「119」
- ・海上保安庁「118」
- ・警察「110」

通報時に伝える内容は以下の内容を参考にしてください。

- ・事故が発生した時間
- ・事故が発生した場所（〇〇海岸沖、〇〇旅館の沖等）
- ・事故の様子と状況（何が起きたか、けが人がいるか、被害者の状況）
- ・被害者の性別、年齢、服装、持ち物等
- ・通報者の氏名、被害者との関係、連絡先等

9. イベント時の海利用について

イベント等で海を利用する際には、事前に各関係機関に許可・連絡をとるようになしてください。

【許可】

●福井県嶺南振興局小浜土木事務所管理用地課・港湾課

（管理用地課）TEL 0770-56-2101

（港湾課） TEL 0770-56-5913

若狭和田海水浴場から城山海水浴場（ベビービーチ除く）、三松海水浴場、難波江海水

浴場の砂浜と海岸を利用してイベント等を行う際には、許可を取ってください。

【受付時間】 平日 8:30~17:15

●福井県嶺南振興局林業水産部水産漁港課

TEL 0770-56-5903

若宮海水浴場、城山海水浴場（ベビービーチ）等の砂浜と海岸を利用してイベント等を行う際には、許可を取ってください。

【受付時間】 平日 8:30~17:15

●小浜海上保安署

TEL 0770-52-0494

高浜町内の砂浜や海岸を利用してイベントの準備作業等を行う際には、許可等が必要な場合もあります。イベント等の実施日から30日以上前までに相談を行ってください。【受付時間】 平日 8:30~17:15

【事前協議】

●若狭高浜漁業協同組合

TEL 0770-72-1234

漁業権の漁業区域にかかるイベントでは、事前協議（相談）を必ず行ってください。

【受付時間】 平日 8:30~17:00

●一般社団法人若狭高浜観光協会

TEL 0770-72-0338

高浜町内の砂浜や海岸を利用してイベント等を行う際には、事前協議（相談）を必ず行ってください。

【受付時間】 平日 8:30~17:00

